

令和3年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月16日 午前10時00分		
	閉 会	9月16日 午前11時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	8	與 那 勝 治	9	山 城 太
	10	與 儀 常 次		
職務のため議場 に出席したもの	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝	書 記	大 木 明 美
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和3年9月16日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第35号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	討論・採決
2	議案第36号	今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第37号	今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第43号	令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
5	議案第44号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
6	議案第45号	令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
7	議案第46号	工事請負契約について	質 疑 討 論・採 決
8	議案第47号	工事請負契約について	質 疑 討 論・採 決
9	議案第48号	令和3年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について	質 疑 討 論・採 決
10	認定第1号	令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	認定第2号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
12	認定第3号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
13	認定第4号	令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	討論・採決
14	陳情第3号	県産品の優先使用について（要請）	報 告・質 疑 討 論・採 決
15	請願第1号	「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金等の活用」を求める請願書	報 告・質 疑 討 論・採 決
16	意見書第7号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書	説 明・質 疑 討 論・採 決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	決 議 第 6 号	新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決
18	決 議 第 7 号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説 明 ・ 質 疑 討 論 ・ 採 決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第35号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第35号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第35号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第36号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第36号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第36号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第37号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第37号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第37号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第43号 令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第43号 令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第43号 令和3年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第44号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第44号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第44号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第45号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第45号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第45号 令和3年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第46号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時07分)

質疑はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第46号 工事請負契約について質疑いたします。

概要のほうで、浮き栈橋1基、7mと15mの浮き栈橋で、連絡橋が16mということではありますが、浮き栈橋設置の要望が漁協のほうからあったと思うのですが、漁港内で荷物のスペースが十分ではありませんので、荷物の荷降ろしとか、そういったのに活用するためだと思うのですが、その辺の確認と、それと連絡橋16mとありますが、その連絡橋がどれぐらいの強度があるのかということを知りたいといいますが、例えば軽トラとか、そういった車もこの橋を渡して、浮き栈橋まで乗り入れることが想定されているのかということについて伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時11分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま11番嘉陽 崇議員の質疑について説明いたします。

まず漁協との調整についてですけれども、確認したところしっかり調整して、少し沖合のほうにもずらして船が入れるようには対応しているとのこと。浮き栈橋のほうを沖側といいますか、調整の上、設定しているということです。あと車の乗り入れについてですけれども、軽自動車までの乗降については対応できるということです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時14分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今後漁協のほうと調整しながら進めていくということではありますが、連絡橋のほうについては軽自動車は入れるということで、今、今帰仁漁協のほうでは古宇利のほうと本島側のほうにホイスト式クレーンを設置して、モズクの収穫時期にはここで収穫、荷下ろし、荷揚げをしたりして

いるのですが、今後考えられるといたしますか、今ある漁協のほうで今後どう運営していくか、ちょっと不透明な部分もありまして、そのほうで委託を受けていまして、マグロの養殖もされていて、マグロの水揚げとか、そういったのにも対応していかないといけないときが来るのではないかと思います、その辺は漁協と調整しながらできるかと思うのですが、そういった中でモズクの養殖とかち合ったりして、この浮き桟橋が必要になってくるときにユニックといたしますか、そういったのも2トンとか重量はあるのですが、そういったのにも対応できるような連絡橋が造れば、もっと利便性は上がると思っているのですが、こういったことももし要望があれば調整していけるのか。もう既に、この連絡橋はこれということで決まっているのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の工事については、もうこれで決定ということを確認しております。議員おっしゃるとおり要望等がございましたら、また意見を酌み取って、可能な限り事業導入できるように担当のほうも県との調整を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第46号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第46号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第47号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第47号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第47号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「議案第48号 令和3年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を議題といたします。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第48号 令和3年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第48号 令和3年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 「認定第1号 令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 令和2年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第11. 「認定第2号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決

いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第12. 「認定第3号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第13. 「認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を採決いたします。

お諮りします。

この決算は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 令和2年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時23分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時29分)

日程第14. 「陳情第3号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 與儀常次 経済建設委員長

令和3年9月16日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月7日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第3号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべき もの	本県経済は、長引く新型コロナウイルスの影響により、観光産業を中心に大きく落ち込んでいる。観光需要の大幅な回復が見通せない状況において、県経済の回復を図るには、改めて感染防止対策の徹底を図るとともに、県民自ら県産品の愛用や地元企業・店舗等を利用する取り組みが重要である。また、県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、今の厳しい経済状況を打破するため今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第3号 県産品の優先使用について（要請）」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第3号 県産品の優先使用について（要請）」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15. 「請願第1号 「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金等の活用」を求める請願書」についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

令和3年9月16日

今帰仁村議会議長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦昭

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	9月7日	「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金等の活用」を求める請願書	採 択	新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行に参加予定であった生徒が不参加となったことで発生するキャンセル料等に対する補助。また、学校や学校設置者が修学旅行を中止することで発生するキャンセル料や、別日程に変更した場合に発生する追加費用等についての補助。修学旅行を実施するにあたり、バスの増便等、新型コロナウイルス感染症対策のために生じた追加費用に対する補助に関し、その実現のための臨時交付金を活用した予算確保を強く求める。	

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「請願第1号 「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金等の活用」を求める請願書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「請願第1号 「修学旅行等の中止・延期に伴うキャンセル料等への地方創生臨時交付金等の活用」を求める請願書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前10時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前10時35分)

日程第16. 「意見書第7号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書」を議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員

意見書第7号

令和3年9月16日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 與 儀 常 次

賛成者 玉 城 みちよ

〃 與那嶺 透

〃 島 袋 誠

〃 吉 田 清 尊

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」
の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」
の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

令和3年(2021年)6月16日、自衛隊や米軍基地の周辺、国境離島などの土地利用を規制する「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用の状況の調査及び利用規制等に関する法律」(以下「本法」と略称する)が第204回国会で成立した。どのような施設周辺の住民が規制の対象となり、どのような行為が阻害行為とされるのか、全てが曖昧な欠陥法である。本法第9条および第25条には、注視区域内における基地等重要施設の施設機能や国境離島の国境離島機能を阻害した場合またはそのおそれがある場合2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金という罰則があるが、どのような行為に対してこの罰則が適用されるのか、本法は具体的に明示していない。内閣総理大臣まかせである。これは憲法第31条が定める「罪刑法定主義」に違反し認められない。

沖縄は全島が国境離島であり、国土面積の0.6%を占めるに過ぎないにもかかわらず、在日米軍基地の70.6%がある。また平成25年(2013年)12月の「25防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々ではいま次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違いなく沖縄であり、我々沖縄に暮らす者は本法の成立に異議を申し立てる正当な権利を有する。政府は、ことあるたびに「沖縄県民の負担を軽減する」と言い、また菅義偉首相は令和2年(2020年)10月26日の第203回国会で行なった就任後初の所信表明演説において「引き続き、沖縄の皆さんの心に寄り添う」と発言している。政府は有言実行し改めて本法の制定について沖縄県民の意見を聴くべきである。

そもそも新たな法律を整備するにあたっては立法事実(法整備を必要とする事実・事情)を明示する必要があるが、第204回国会での本法に関する審議では、政府は、現行法では、どう対応できないのか、何が足りないのか、どのような問題や事情があるのでこれが必要なのか、全く回答できなかった。外国企業の土地取得で周辺住民が不安を抱いているとの政府の答弁が繰り返されたが、政府自身が外国企業や外国人による基地機能を阻害するリスクが確認された事実はないと認めている。つまり立法事実はない。コロナ対策のため会期延長を求める声が国会の内外で強かったにもかかわらずそれを聞き入れずに閉会とし、その直前に採決したのである。暴挙と呼ぶほかない。

本法が沖縄に及ぼす恐れがあるとして危惧されるものの一つに土地・建物取引への影響がある。その影響は土地や建物の所有者にとどまらず、産業連関を通じて全県民の経済活動を直接・間接に制約する要因となる。沖縄は全島が国境離島に含まれ、注視区域となるおそれがない区域はほぼないと考えられる。その中でも米軍や自衛隊の司令部の周辺(例えば北谷町美浜地区)は特別注視区域に指定され、土地や建物の取引に国への報告が必要となり、沖縄経済の自由な発展を阻害する恐れが大である。自分が調査されるかも知れない、規制がかかるかも知れない土地や建物を、わざわざ買う人はいないからだ。市場で敬遠され、価格が下がることは必至である。その影響は県内外の沖縄への投資にも及び、雇用への負の影響も避けられない。

沖縄県民にとってさらなる懸念は、自身に関する様々な情報が知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがあることである。個人の思想信条の

自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が強い法律である。本法第7条及び8条は、土地建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を国に与えているが、国会答弁において政府は、政府が情報提供を命ずるだけでなく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討していると述べている。国の情報収集に隣人が手を貸しているかも知れないと互いに疑心暗鬼・相互不信の念を抱かせる恐れが大である。それは寛いだ「ユンタク」をためらわせ、「ユイマール」という言葉に代表される沖縄の地域社会の横のつながりを維持し発展させていく上で大きな障害となる。戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖縄の悲劇を繰り返してはならない。

以上の理由で本議会は沖縄県民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記の事項を速やかに実現するよう貴職に強く求める。

記

1. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律を即時廃止すること。

また臨時的対応として

2. 全ての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメを実施すること。

3. 本法第7条による内閣総理大臣から地方自治体に対する個人情報提供の強要はしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 法務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
衆議院議長 参議院議長

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの意見書第7号について質疑いたします。

この「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」ということでありまして、これはホームページで国のほうから理由というのが示されておきまして、この理由が「我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設の周辺の区域内及び国境離島の区域内にある土地等が重要施設、または国境離島等の機能を阻害する行為に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等

の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に関わる契約の届出等の措置について定める必要がある。」これが、この法律を提出した理由であるということが示されております。いわゆる我が国の安全保障が脅かされることを防ぐために立法化されているということで理解しております。

そこで内容を見てみますと、「個人の思想信条の自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が強い法律である」というふうに文言で示されておりますが、これに関して普通に、通常日常生活を営む方々には影響はないのではないかとこのように思います。国の安全保障が脅かされるということは、そこで生活をしている方々、そういったその方々の安心安全が結果的に脅かされるというふうに思います。そこが問題ということで、普通にごく一般生活を営む方々には影響ないと思うのですが、通常生活に営む方々にどのような問題が生じると考えるのかという点について、お聞きしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 私たちは意見書として賛成なのかどうかということをやっています。これはいろいろ考え方があると思っていますので、特にこちらに書かれている今帰仁村は基地がないから、あまり敏感にならないと思っていますけれども、基地周辺の土地が規制されるおそれがあるということでの文書で意見書となっておりますので、沖縄県はアメリカ基地施設、自衛隊施設等で周辺の土地が今後首相の考え方でいろいろ問題が生じるおそれがあるということで意見書を出しておりますので、皆様のご理解を求めながら意見書を提出しているということでもあります。これはみんなが賛成するしないは別として、意見書で募っているということですので、以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 こちらに書かれているとおり基地周辺今後そのおそれがあると。土地の取引にも影響があるということですので、この文書を読んでから、今からそういうことが起こり得るでしょうということでこの意見書ということ。この法律によって、今後どうにでも解釈できるということで危惧されますので。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 ただいまの質疑について補足といいますか説明したいと思います。

質疑の中では個人の思想、信条の自由やプライバシーがどのように侵害されるのかという内容だったと思います。これについてこの意見書の最後のほうに、戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられていたという文言があります。そういった歴史が繰り返されないためにも、こういう雰囲気をつくってはいけないという趣旨の意見書だと理解しておりますので、そのためにもこの法律は周りの近隣の、今まで親しくしていた友人がもしかしたらスパイになっているかもしれない。そういったことを防ぐため

の趣旨というか、おそれがあるということで、これをできるだけ防ぎたいという旨の意見書だと認識しています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 意見書第7号について、それぞれの考えとか思想とかありますので、その辺の観点から質疑をさせていただきたいというふうに思います。

これに書かれています意見書の内容、物すごくこれは大事だと思います。先ほどありましたように「戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ」とか、そういうこともありまして、もちろんこういうことに対しては自分も賛成ではありますけれども、今、外国資本によって土地の買収、この辺がもう止まらないぐらいの勢いがあって、早くこれをどうにかしてほしいという気持ちは前々から持っていました。この法律によって、この土地買収に対して歯止めがかかるのであれば、私はこの法律は大事だと思っています。そういう意味で、この意見書では即時廃止となっておりますので、これは即時廃止ではなく、沖縄の意見を言うのであればいいのですけれども、私はこの法律は大事だと思っていますので、これには賛成できないというところであります。外国資本によるこの土地買収、これが歯止めがかからないのですけれども、この法律を即時廃止することによって、この辺のリスクはそのまま残ったままではないかというふうに思いますけれども、そこをやはりまた説明を求めたいのですけれども、どのような形なのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今難しい質疑ではあるかと思いますが、今この外国資本の土地の売買が進むのを恐れているというところだというふうに解釈しておりますが、この辺については、私個人的な考えではあります。各自治体の実情があるかと思いますが、それに合わせて、この自治体のほうで条例なりつくっていただければいいのかというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「意見書第7号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについてお諮りいたします。起立しない議員は本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

「意見書第7号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「意見書第7号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書」については、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

日程第17. 「決議第6号 新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

決議第6号

令和3年9月16日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	上 原 祐 希
賛成者	島 袋 誠
〃	與那嶺 透
〃	座間味 邦 昭
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ
〃	與 那 勝 治
〃	山 城 太
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議

令和3年5月23日から発出された沖縄県における新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言は、未だ終息の見えない感染状況の中、9月30日までの延長が決定し、これに伴い「感染者の確実な減少と医療体制を守り抜くための措置」として県の対処方針が発表された。

県内各保健所における対応も逼迫し、医療崩壊をも招きかねない状況の中、デルタ株による子供への感染拡大や重症化など、学校や、保育園等でのクラスターも発生し、家庭内感染の増など感染拡大に歯止めのかからない厳しい状況が未だ続いており、本村においても令和3年8月だけで85名の新規陽性者が確認され、これまでにない急激な感染拡大の危機的状況に瀕している。

このような状況の中、引き続き感染拡大防止、医療提供体制の整備及び強化と継続に対する支援などの対策を、県と地域との連携・協力のもと、より一層のスピード感をもって実行するためにも、感染拡大防止における一助となることを願い、更なる新型コロナウイルス感染症対策における取り組みを次のとおり要請する。

記

1. 介護者が新型コロナウイルス感染症による入院により不在となった在宅の難病患者や、高齢者、障害者等への支援
2. 中和抗体薬による治療の検証、実施
3. 早期薬剤処方への検証、実施
4. 抗原検査キットの配布
5. 自宅療養者のいる世帯における子供の居場所確保
6. 妊産婦、乳幼児等を抱える世帯における迅速な対応

以上、決議する。

令和3年9月16日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 沖縄県議会議長

○ 座間味 薫 議長 「決議第6号 新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第6号 新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第6号 新型コロナウイルス感染対策に関する要請決議」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時20分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時21分)

日程第18. 「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、吉田清尊議員の退場を求めます。

(吉田清尊議員 退場)

「会議録署名議員の追加指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 與那勝治議員及び9番 山城太議員を指名いたしました。が、会議録署名議員が退席しましたので、10番 與儀常次議員を追加指名いたします。

本件について提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

決議第7号

令和3年9月16日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	島 袋 誠
賛成者	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	與 那 勝 治
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

令和3年6月18日、吉田清尊議員に対する辞職勧告決議を全会一致で五度可決した。

当該事件に対し不起訴処分となったことで議員活動を続けているが、不起訴処分は嫌疑不十分であり潔白ではなく、吉田議員も行為自体は認めていると報じられた。

被害を訴える女性は、精神的・肉体的に大きな苦痛を被った影響で今でも通院しており、苦しい生活が続いている。また、同意のない性行為だと強く告げているにも関わらず不起訴処分となるなど、「不同意性交等罪早期創設」等連日マスコミで報道されている社会問題と同様の事態が今まさにここで起きている。今回の事件は不起訴処分とはいえ、倫理的・社会的問題は何も解決していない。

吉田議員は、自ら起こした恥ずべき行為によって今でも被害を訴える女性がいるにも関わらず、不起訴処分となっただけで何事もなかったように振る舞い、苦痛を負わされた女性を放置し、己の権利だけを主張して議員活動を続けることは断じて許されるものではない。

全国各地でも性暴力撲滅を訴える運動が行われ、法務省内でも性犯罪規定の改正が議論されている。我々今帰仁村議会も「同意なき性行為を広く処罰すること」等、令和3年第1回定例会で国に対して「性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」を提出した。被害者の視点に立ったより良い制度を実現するため、声を上げて強く訴えていく必要がある。

よって、今帰仁村議会は吉田清尊議員に対し、自ら起こした恥ずべき行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を痛感し、速やかに議員辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和3年9月16日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

ただいま除斥されている吉田清尊議員から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言することの申出はありませんでしたので、報告いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについて、お諮りいたします。起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議がないので、そのように決定いたします。

「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。したがって「決議第7号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については、原案のとおり可決されました。

吉田清尊議員の入場を求めます。

(吉田清尊議員 入場)

ただいま吉田清尊議員、與儀常次議員から9月8日の会議における不穏当な発言について、取消しし謝罪したいとの申出があります。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって吉田清尊議員、與儀常次議員から発言の取消しと謝罪の申出を許可することに決定いたしました。

発言を許します。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 9月定例議会の一般質問で、私の不適切発言がありましたことをおわび申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時35分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 付け加えさせていただきます。一般質問の中で同じことを何度も質問したことについて、おわびをしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時36分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。

○ 10番 與儀常次 議員 令和3年3月定例会において、間違った質疑があったということですので訂正いたします。「あなたは」に訂正したいと思っています。

次に、令和3年9月議会終了後、副村長との会話の中で不適切な発言等があったということですので、謝罪しておわびいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時37分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時38分)

ただいま当局より発言の申出がありましたので、それを許します。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 ただいま10番與儀常次議員の謝罪につきましては、しっかりと受け止めたいと思

います。今回の與儀議員の言動につきましては、特に職員への精神的な面や行政事務にも支障が出ております。本当に大きな影響を受けているということでもあります。今回のこの謝罪の中で、今後どのように改善されて解消されていくのか、課長の皆さんとも協議をして対応を決めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいま10番與儀常次議員から謝罪の言葉がありましたけれども、副村長からもありましたとおりに去る9月8日14時30分頃、副村長室において、副村長に対しましてアポイントメントなしで約1時間にわたり、とても常識では到底考えられないような侮辱的な発言、そして罵声などの暴言を発しているということを知り及んでおります。私どもとしては、威力業務妨害にも値するのではないかとこのように考えているところでありまして、議会議員として村民に範を示す立場にある者として、とてもこれは恥ずべき行為ではないのかというふうに考えているところでありまして、議員としての品位を欠くだけではなく、先ほど副村長からもありましたとおりに発言による職員、そしてまた来庁者などのことも考えた影響を鑑みると議員の資質を疑わざるを得ないというふうに考えておりまして、とても看過できるようなことではない、私は重大な事件であるというふうに考えているところでありまして、行政組織としては法的措置も含めて、毅然とした対応を取っていきたいというふうに考えているところでありまして、以上です。

○ 座間味 薫 議長 議長としても一言述べさせていただきます。

ただいまの発言取消しへの謝罪の件につきましては、本日の全員協議会において嚴重注意をいたしました。今後議会全体としても、議員といたしましても、議会の品位を保持するよう努めてまいります。

次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第3回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時40分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與 那 勝 治

署名議員 山 城 太

署名議員 與 儀 常 次